

今宿コミュニティセンターの指定管理者を募集します

町では、公共施設の住民サービスの向上と効率的な管理運営を目指すため、今宿コミュニティセンターを管理運営する指定管理者を募集します。

指定管理者の選定にあたっては、応募者の中から最も良い管理運営計画を提示した団体を選ぶ、公募型プロポーザル(提案)方式により選定します。応募方法等は以下のとおりです。



■ **管理する施設** 今宿コミュニティセンター

■ **指定管理者が行う業務** 今宿コミュニティセンターの管理運営等に関すること

■ **指定期間** 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

■ **応募資格** 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営でき、鳩山町のコミュニティ活動の活性化に資する法人その他の団体

■ **募集要項の配布** 鳩山町役場総務課 〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

☎ 049-296-1214 FAX 049-296-2594

■ **配布期間** 9月13日(金)～9月30日(月)
※祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時)

■ **提出期間** 10月4日(金)～10月15日(火)
※祝日を除く平日(午前8時30分～午後5時)

※郵送による申請書の提出も可能です。ただし、10月15日(火)必着です。

■ **選考方法** 応募書類及び面接審査(11月上旬)により選考し、町議会の議決により決定します。

■ **問合せ** 役場総務課 秘書・総務担当 ☎ 296-1214

マイナンバーカード取得に関する相談を受付けています

勤務先や金融機関へのマイナンバーの提出には、一枚でマイナンバー提示と身分証明ができるマイナンバーカードが便利です。今後、国ではマイナンバーカードに保険証の機能を追加するなど、マイナンバーカードの活用先はますます広がっていきます。

マイナンバーカードを取得する場合、申請からマイナンバーカードの取得まで1か月ほどかかります。

申請件数が増えるにつれて、申請から取得までの日数がさらに増えることが予想されます。ぜひ、今のうちにマイナンバーカードを取得しませんか。

なお、マイナンバーカードの申請方法や取得後の受取りについては、日曜日も臨時開庁(マイナンバーカー

ドに関する内容のみ)しています。お気軽にご相談ください。

■ **問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891

9月の予定

◆申請後の受取りや取得等に関する相談

日時: 9月15日(日) 午前9時から

場所: 役場町民健康課

◆取得等に関する相談

日時: 9月28日(土) 午前9時～正午

場所: 鳩山地域包括ケアセンター(「健寿まつりINはーとんスクエア2019」に合わせて開催します)

10月からスタート 地方税共通納税システム

地方税共通納税システムとは、すべての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みのことです。

ぜひ、地方税共通納税システムをご利用ください。

■ **納税可能な税金の種類** 法人住民税、個人住民税(特別徴収分、退職所得分)など

※個人住民税(特別徴収分)は、企業が複数の地方公共団体に毎月納付する必要があるため、本システムの利用により納付事務の負担が軽減されます。

■ **地方税共通納税システムのメリット**

・すべての都道府県・市区町村へ電子納税ができる。

・ダイレクト納付(事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法)ができる。
・金融機関窓口等へ行かなくても納税ができる。
・電子納税で納付事務の負担が軽減されます。
※なお、詳細については、eLTAX(エルタックス)ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)内の「地方税共通納税システムの特設ページ」をご覧ください。

■ **問合せ** eLTAX ヘルプデスク ☎ 0570-081459
まで(受付時間は、年末年始および祝日を除く平日午前9時から午後5時まで)

ウェブ上に新たな行政情報ツール 始まりました! 「鳩山町行政 Web テロップ」

8月から、町からの情報をウェブ上で簡単に取得できるツールが誕生しました。これまで、町ホームページに掲載している情報は、皆さんが見たい情報を探して閲覧する必要がありましたが、「行政Webテロップ放送」では、該当サイトを開けば、自動的に情報テロップが放送されるため、テレビを見るような感覚で行政情報を得ることができます。

インターネット接続環境をお持ちであれば、24時間いつでも、国内外どこでも見ることができ、災害時も瞬時に情報が得られます。ぜひ、ご利用ください。
※このサービスは、広告収入により町からの費用負担なしで運営されているため、テロップ内に広告が表示されます。

■ **閲覧が可能な端末** インターネット接続が可能なス



マートフォン、タブレット、パソコン、テレビ(※)など
※インターネット接続のあるもの、またはスマートフォンなどの画像をキャストやミラーリングにより映し出せる環境が必要です。

■ **閲覧方法** 以下のいずれかの方法で閲覧できます。

- ・インターネットで「鳩山町テロップ放送」で検索。
- ・町ホームページのトップページから「鳩山町 Web テロップ放送」バナーをクリック。
- ・下にある二次元バーコードからアクセス。

目次付き



目次なし



■ **問合せ** 役場政策財政課 ☎ 296-1212

下期分の受付が始まります 住宅リフォーム資金補助のご案内

現在お住まいの住宅を改修する際に、町内の業者を利用する場合は、かかる費用の一部を町で補助します。なお、対象者は、右記すべてに該当する方です

■ **補助対象工事** 町内業者が行う20万円以上(税抜き)の個人住宅の改修工事(増築を除く)。ただし、部分的な修繕工事は除きます。

例…建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレなどの改修工事(ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。)

■ **補助金額** 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。(千円未満切り捨て)

■ **申込期間** 9月17日(火) 午前8時30分～30日(月) 午後5時(土・日曜日、閉庁時間を除く)

※1件の上限10万円までの受け付けとなります。申し込み状況により抽選となります。抽選確定後、申請者にご連絡いたします。

■ **公開抽選** 10月2日(水) 午前10時から役場3階301会議室で実施します。

※抽選会場に行く前に、必ず産業環境課窓口にお立ち寄りください。番号札をお渡しします。

補助対象者

※下記すべてに該当する方

- ①申し込み時に本町に住民登録をしている方
 - ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
 - ③申し込み時点で町税を滞納していない方
 - ④対象工事が年度内に完了すること
 - ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金を受けていない方
 - ⑥補助金申請前に工事等を着工していないこと
- ※申請後、現場確認を行い、決定通知を交付します。

■ **必要書類** 【受付時に必要な書類】鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書(窓口にて配布)、改修の見積書の写し、改修工事の図面

【抽選確定後に必要な書類】住民票の写し、町税(国民健康保険税も含む)納税証明書、家屋所有証明書〔抽選確定後3日以内(閉庁日を除く)に提出〕

■ **問合せ** 役場産業環境課 ☎ 296-5895

避難行動要支援者名簿への登録に伴い 民生委員による個別訪問調査を実施します

町では、災害対策基本法に定められた「避難行動要支援者名簿」を作成しており、障がいのある方や75歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、災害時の安否確認や避難支援を行う体制を整備しています。

毎年10月を、「避難行動要支援者」に該当する可能性のある方への重点訪問期間として、災害発生時に自ら避難行動がとれるかどうかの確認をするため、地区担当の民生委員による個別訪問調査を実施しています。

担当民生委員が調査のために訪問した際は、調査にご協力をお願いします。

■調査方法 民生委員が原則2人1組で訪問し、聞き取りにより現在の状況や登録の意向などの確認を行います。

※訪問の際は、「民生委員・児童委員証」を携帯しています。不審と思われる場合は、右記までお問い合わせください。

「避難行動要支援者支援制度」

災害時のセーフティネット構築のため、事前に障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の方などの情報を把握し、災害時の避難支援や安否確認を速やかに行えるようにする制度です。

平常時には、見守り活動にも役立っています。

台帳に登録できる方

- ①高齢者…要介護認定者で要介護3以上の方、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方および高齢者のみの世帯の方
- ②障がい者…身体障害者手帳1級・2級・3級を有する方、療育手帳(A)・Aを有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方
- ③その他災害時に支援が必要であると認められる方

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

「民生委員」とは？

「民生委員法」及び「児童福祉法」により、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもに関わ

る相談支援活動も行います。給与の支給はなくボランティアとして活動しています。

町では、33名の民生委員・児童委員と、2名の主任児童委員が各地区で活動しています。

第3回認知症普及啓発コラム 認知症施策推進大綱の考え方

今回は、第2回コラムでふれた、「認知症施策推進大綱の内容」についてご紹介します。

政府は、団塊の世代が75歳以上になり、認知症有病率が最大730万人に達すると見込まれる2025年までを対象期間として、「認知症施策推進大綱」を発表しました。2015年策定の「認知症推進総合戦略(新オレンジプラン)」の後継にあたるものです。

大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していき、「共生」と「予防」の目標達成を目指します。

■共生とは・・・認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、または、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味が込められています。認知症の重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会づくりを目指します。

■予防とは・・・「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味が込められています。認知症予防に関するエビデンス(治療における効果を示す証拠、検証結果)の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置きます。そして、70歳代での発症を10年間で「1歳」遅らせることを目指します。認知症を防ぐことは容易ではありませんが、自分や家族のために正しい知識と理解を身につけて、認知症になったときの「備え」について、考えておくことが必要です。

認知症になる可能性は、誰にでもあります。一度、認知症について、じっくりと考える時間を作ってみてはいかがでしょうか。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

人事行政の運営などの状況を公表します

「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の概要をお知らせします。詳しくは、町ホームページに掲載します。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214

任免の状況(平成30年度)

新規採用	6人		
定年退職	勤奨退職	自己都合	その他
1人	1人	2人	1人

一般行政職の級別職員数(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職名	主事補	主事	副主幹・主任	主幹	課長補佐	課長
職員数	3人	21人	37人	10人	12人	10人
割合	3.2%	22.6%	39.8%	10.8%	12.9%	10.8%

※鳩山町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数。

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		平成30年	平成31年	
一般行政部門	議会	2	2	0
	総務	35	33	△2
	税務	11	11	0
	民生	10	10	0
	衛生	12	12	0
	農林水産	7	8	1
	土木	10	10	0
特別行政部門	小計	87	86	△1
	教育	22	21	△1
普通会計	小計	22	21	△1
	計	109	107	△2
公営企業等会計部門	水道	6	6	0
	その他	15	15	0
	小計	21	21	0
合計		130	128	△2

※職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員、組合派遣職員や臨時及び非常勤職員は除いています。

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成31年1月1日)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)29年度人件費率
30年度	13,822人	5,119,328千円	941,543千円	18.4%	16.1%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含まず。

職員の平均給料月額と平均年齢(平成31年4月1日)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	86人	41.1歳	302,452円
特別行政部門	21人	45.2歳	322,152円



職員の初任給(給料月額) 平成31年4月1日現在

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鳩山町	187,200円	158,300円
国	180,700円	148,600円

ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
96.6%	95.2%	95.2%

職員手当(平成31年4月1日現在)

期末手当・勤勉手当	年間支給割合 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分
扶養手当	配偶者 6,500円 配偶者以外(原則として)子 10,000円 その他 6,500円 16歳~22歳加算分 5,000円
住居手当	借家・借間(限度額) 27,000円
通勤手当	交通機関等の利用者(限度額) 55,000円 交通用具使用者(限度額) 31,600円
管理職手当	課長:給料の10% 課長補佐:給料の8%
地域手当	6%
退職手当	自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続30年 34.7355月分 最高限度額 47.7090月分 勤奨・定年退職 24.586875月分 33.27075月分 40.80375月分 47.70900月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間	午前8時30分~午後5時15分(うち休憩時間60分)
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日(国民の休日に関する法律に規定する休日)年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

年次休暇(平成30年度)

制度概要	1年につき20日付与。残日数は翌年に繰越が可能。(20日を限度)
------	----------------------------------